

石岡の

おまつり

3日間で43万人



年番「香丸町」



富田町のささら

関東三大祭りの一つ「石岡のおまつり」が、9月13日から3日間 にわたり市街地を中心に行われ、 県内外から訪れた43万人もの見物 客で賑わいました。華麗な山車や 勇壮な幌獅子など四十数台が市内 を練り歩き、市街地はまつり一色 になりました。

初日には、神幸祭が行われ、午 後2時の花火を合図に、總社宮か ら御神体をのせた神輿が、ささら と土橋・仲之内の獅子を露払いに、 供奉行列を組んで、年番の香丸町 の御飯屋へ渡御しました。

中日には、總社宮境内で奉納相 撲（県高等学校相撲選手権大会） が行われ、神楽殿では、心安らか にとの願いがこめられた「浦安の 舞」が奉納されました。また、市 内では獅子パレードや山車パレー

ドが練り広げられ、集まっ た大勢の見物客からは歓声 と拍手がおくられました。

最終日には、年番町の御 飯屋から、御神体が供奉行 列で總社宮へ還御します。 神輿が總社宮の本殿に着く と、還幸祭が行われ、年番 が香丸町から守木町へと引 き継がれました。

雨がつきものの「石岡の おまつり」ですが、昨年に 引き続き今年も全日好天 だったのが印象的でした。



神輿が總社宮から御飯屋へ



勇壮な土橋町の獅子舞



まつりに華を添える「金棒引き」



オリジナルの衣装で決めポーズ！



力強い「奉納相撲」



「浦安の舞」の奉納



供奉行列の先頭を歩く猿田彦



来年の年番「守木町」



獅子舞パレード

まちの 話題 できごと

石小で祭礼後にク リーン作戦を



▲高学年の児童が、拾ってきたごみを分別します

活動していま
す。例年だと
祭礼の翌日に
作業をしてい
たので、それ
を知った地域
の老人会の方
が、雨の中で
清掃をしてく
れました。
担当の井坂
先生は「雨の
ため学校の活
動が一日延期
となり、一緒
に活動できま
せんでしたが、子どもた
ちの活動が地
域に広がって

9月17日、石岡小学校（櫻井信校長）で「たてわり班クリーン作戦」を実施しました。この活動は、①石岡のお祭り後に、学校やその周辺のごみ拾いをする事で地域をきれいにしよう、②1〜6年生までのたてわり班で活動し触れ合いを深めようと、毎年実施しています。数年前からは、青少年を育てる石岡市民の会石小支部の方も一緒に

おり、うれしく思います」と話していました。

児童は、たてわり班に分かれてごみを拾い、その後、学校に戻りごみを分別して作業は終了となりました。

後日、地域の方から「家の近くのごみ拾いをした」「登校時にごみを拾っている」などの声が学校に寄せられました。

中学生36人が思春期ふれあい体験学習

8月5・12日に石岡保健センターで、6日には八郷保健センターで、市内の中学生を対象に思春期ふれあい体験学習が開催され、延べ36人が参加しました。これは、命の大切さを知り、父性や母性を育てるために毎年夏休みに開催しています。当日は、助産師の指導で妊娠や出産の経過について学んだり、マタニティシミュレーター



▲石岡保健センターにて

を使用した妊婦体験をしました。また、育児相談に参加した母親へのインタビューや乳幼児との触れ合いを体験しました。参加した中学生からは「妊娠中、おなかがあんなに重いとは思わなかった」「赤ちゃんがお母さんにとっての宝物だとわかった。子どもを一人育てることとは大変なことだけど、自分も将来、母として頑張ろうと思えた」「子どもは一人では育てられないので、協力することが大切だと思った」などの感想が聞かれました。

八郷硯友会の書展 300作品が展示

8月29日から31日まで、第19回石岡市八郷硯友会書展が中央公民館で開催されました。

八郷硯友会(秋山孤石会長)は、書道を愛する市内の各会派で結成され、今回の書展には会員の作品と小中学生の作品、合わせておよそ300点が展示されました。

会場を訪れた方は、展示された作品を熱心に鑑賞していました。



▲中央公民館にて

仲秋の名月に

太々神楽を奉納



▲十二面神楽のうちの岩戸 天岩戸別命の舞

猿田彦、山の神の舞などの十二面神楽と、地元の小学3年生4人による巫女舞が演じられました。巫女舞が始まると我が子の姿を写そうとカメラを構える姿がうかがえました。

神楽の合間には、餅まきが行われ、境内に集まった人たちは縁起がいいと言われる餅を拾っていました。

柿岡八幡神社で、仲秋の名月に行われる太々神楽（通称ジャカモコジャン）が、9月13・14日に奉納されました。これは、文禄四年に長倉義興が柿岡城主になった時に、武運を祈って八幡神社を建て、神楽を奉納したのが起源と伝えられています。

当日は、午後7時から始まりおよそ4時間にわたって天狐や産物を主原料として創作した作品を審査するもので、市内各小

小学生木工工作コンクール 市長賞に前島勇輔さん・塚原康太さん

市内の小学生の作品を対象にした、第6回小学生木工工作コンクールが開催されました。

このコンクールは、木材や林産物を主原料として創作した作品を審査するもので、市内各小



▲石岡市役所ロビーに展示された作品

学校から31作品の応募がありました。厳正な審査により、次の作品が受賞しました。

- ・市長賞（小学1～4年生の部）「りゅう」前島勇輔（三村小3年）
- ・市長賞（小学5・6年生の部）「わごむてつぼう」塚原康太（東成井小5年）
- ・教育長賞「オリンピックの鳥の巣」谷仲弘雅（赤瀬小2年）
- ・つくばね森林組合長賞「カブトムシ」岩田健太郎（小桜小4年）
- ・県南林業会長賞「ひのきお」阿部成美（南小1年）

平成21年度

市立東幼稚園旧募集



●**受付期間** 11月4日（火）
※受け付けは、土・日・祝日を除きます。また、定員になり次第締め切ります。

●**募集人数**

2年保育	平成16年4月2日～平成17年4月1日	35名
1年保育	平成15年4月2日～平成16年4月1日	16名

●**申込方法** 入園願書に記入のうえ、直接申し込みください。

●**問い合わせ** 市立東幼稚園
☎26・2312

※願書は、東幼稚園・教育委員会に備えてあります。また、ホームページ（<http://www.city-ishikaga.jp/>）からもダウンロードできます。

●**保育料** 月額5000円（入園料は無料です）・バス送迎料（希望者のみ）月額1500円
●**指導方針** 文部科学省幼稚園教育要領に基づく指導（詳しくは問い合わせください）

ひまわりの館 体験講座

民謡・歌謡講座…民謡・歌謡を楽しく歌ってみませんか！

講師 比気 由美子先生
日時 12月2・16日、21年1月6・20日、2月3・17日、3月3・17日の火曜日 全8回
民謡の部 午後1時30分～2時30分
歌謡の部 午後2時30分～3時30分
定員 15名 受講料 無料

押し花教室…草花の押し方から、はがき・ティッシュケース・コースター・色紙・額作りまで行います。

講師 根津 芳子先生
日時 12月2・16日、21年1月6・20日、2月3・17日の火曜日 全6回 午前10時～正午
定員 20名 材料費 6,700円

申込方法 電話で申し込みください。
申込期間 11月14日（金）からで、各講座とも定員を超えた場合は、抽選となります。
※受付は、午前8時30分～午後5時30分（月曜日休館）
問い合わせ ふれあいの里石岡 ひまわりの館
☎35-1126

11月28日

市民の意見を待っています

都市計画公聴会開催

市では、都市計画道路、用途地域、特別用途地区および準防火地域の都市計画案に市民の意見を反映させ作成するための公聴会を開催します。

公聴会は、公述申出人がいる場合のみ開催します。

公述人が多数の場合は、意見内容を考慮し選定します。

● 公聴会

11月28日（金）午後1時30分～

市役所4階第2会議室

● 都市計画案の閲覧・公述
申出書の提出

11月13日（木）～21日（金）

市役所 都市計画課または茨城県都市計画課

※閉庁時を除きます。

● 公述申出方法

素案の内容に対し、公聴会で意見を述べることを希望する方は、提出期間内に申出書を提出してください。

（郵送可。11月21日必着）

※申出書は、市役所都市計画課にあります。



● 提出先

県決定分

◎ 都市計画道路

〒310-8555

水戸市笠原町978-6

茨城県知事 橋本 昌あて

（都市計画課扱い）

市決定分

◎ 都市計画道路、用途地域、特別用途地区、準防火地域

〒315-8640

石岡市石岡1-1-1

石岡市長 横田凱夫あて

（都市計画課扱い）

■ 都市計画案の内容（図参照）

県決定

● 都市計画道路の変更

① 若松・村上線 ② 石岡停車

場線の変更（図の①・②区間の廃止）

● 都市計画道路の変更

③ 金丸・宮下線 ④ 金丸・富田線の廃止

● 用途地域の変更

● 地区を準工業地域→商業地域へ変更

● 特別用途地区の指定

● 地区に地域共生型工業地区を指定

● 準防火地域の変更

● 地区で商業地域との整合を図るため、準防火地域を一部変更

問い合わせ

市役所都市計画課

☎ 23-1111

茨城県都市計画課

☎ 029-301-4588

12月13日(土)

筑波山クリーンアップ大作戦 ぜひ参加を

筑波山を美しく保つために、ウォーキングを楽しみながらごみ拾いを行います。

当日は、県環境アドバイザーなどが同行し、筑波山の歴史を学んだり、自然観察もできます。

日時 12月13日(土) 雨天の場合14日(日) 午前10時～午後3時30分

参加費 100円(保険代など)

持参品 昼食、飲み物、軍手、登山に適した服装

コース

- ① つくばねオートキャンプ場～つつじヶ丘
- ② つつじヶ丘～御幸ヶ原

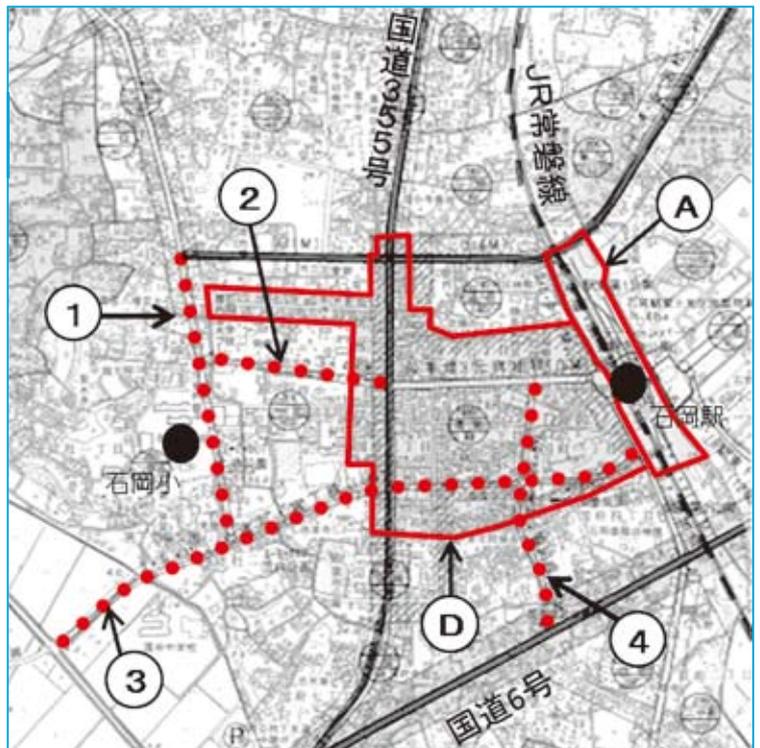
主催 筑波山クリーンアップ大作戦実行委員会

申込締切 11月30日(日)

申し込み・問い合わせ 事務局 矢澤容子

☎・FAX 029-867-0600

電子メール yyazawa@ce.mbn.or.jp



国民年金保険料は

所得税・市県民税の
控除対象です

控除対象です



国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税等の社会保険料控除の対象になります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年一年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

● 年金控除証明書（11月上旬送付の様式） ●

親展 999-9999 〇〇県〇〇市〇〇 △△ △△ 様 お問い合わせ先等	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
	証明日 社会保険庁税務部経理課長 印 納付対象月欄 ※「済」又は「見」 で表示します。
	①納付済 ②見込額 ③合計額

毎年、11月上旬に送付

生命保険会社等が発行する控

除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）を、社会保険庁が毎年11月上旬に送付します。

証明内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れなどがある場合でも、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から

12月31日までの間に本年初めて保険料を納付する方には、翌年の2月上旬に同様の証明書を送付しますので、平成20年中に国民年金保険料を納付した人全員に、この証明書が届くことになります。

国民年金保険料は
世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者の本人だけでなく、その世帯の世帯主と配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象になりますので、年末調整等の手続きの際に、自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、家族分の証明書も申告する人の申告書に添付する必要があります。

問い合わせ
社会保険庁
控除証明書専用ダイヤル
0570・070・117
IP電話
03・6748・8882

募集
11月17日（月）申込締切！
総合窓口フロアアシスタント

石岡市は市民との協働によるまちづくりをめざしています。その一つとして、来年の1月に開設する総合窓口の案内業務などをお手伝いしてくれるフロアアシスタント（嘱託員）を募集します。

- 【応募資格】 平成元年4月2日以前に生まれた方（原則、市内在住）
- 【募集人員】 5名程度
- 【報酬】 日給3600円
- ※通勤のための交通費が規程により支給されます。
- 【勤務時間】 市役所開庁日の①午前8時30分～午後1時 ②午後1時～5時30分
- ※①②いずれかの交代勤務（各4時間30分）となります。
- 【雇用期間】 12月15日～平成21年3月31日（以降、年度ごとに更新あり）
- ※本年12月中の勤務時間は、研修期間となります。
- 【勤務場所】 生活環境部市民課（本庁舎）
- 【業務内容】 総合窓口フロアの誘導案内

- 【応募締切】 11月17日（月）必着
- 【選考方法】 応募者の中から書類および面接により選考します。
- 【面接日・場所】 11月21日（金） 午後1時～ 石岡市役所 4階第3会議室
- ※詳細は後日連絡します。
- 申し込み・問い合わせ 〒315-8640 石岡市石岡二丁目1番地1 石岡市役所企画部 行財政改革推進室
- ☎23・1111（内線203・214）

※「申込履歴書兼身上書」は、市のホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.shioka.lg.jp/>

◆ フレンドシップいしおか ◆



▲ジャイカ(独立行政法人国際協力機構・JICA)の留学生と会員が市長を囲んで記念撮影

今月は、石岡で最初に国際交流活動を始め、現在も続けている「フレンドシップいしおか」を紹介します。
「石岡のおまつり」でのジャイカの留学生との交流の後、会長の山形正子さんと会員の方と話していただきました。

◆国際交流に関心がある人が集まって会を設立

私たちの会は、平成7年4月15日に、国際交流に関心のある人が集まりそれぞれの知人を誘って設立しました。当時、外国の方も含め、約40人の会員で活動を始めました。
現在は、外国人9人を含む51人の会員で活動しています。

- 主な活動は、
- ①日本にいる外国人に生活に必要な日本語や習慣などを教える日本語教室の開設
 - ②一般の方も参加して行う外国人家族との交流
 - ③主に小中学生を対象とした国際理解教室の開催
 - ④食や遊び、物品販売などを通じて異文化を知る国際交流の広場などです。
- どの活動も外国人と一緒に活動していません。時には、外国の方が、講師になって自国の文化や習慣などを教えることもあります。
- ◆入会のきつかけは、国際交流パーティーの参加
- この会に入ったきっかけは、友人に誘われて、国際交流のパーティーに参加したのがきっかけになって
- ・地域に住む外国人の人とうまくコミュニケーションがとれないと聞いたので、その助けになればと思った
 - ・外国人のための日本語教室が必要だと思っていたら、そういう活動をしている会があったので
 - ・妻が先に入会していたので
 - ・退職したので
 - ・人とそれぞれです。

- ◆言葉が分からなくても心は通じ合える
- 私たちは、この活動を通して、多くのことを思い、感じました。付き合っていてゆくと、言葉が分からなくても心は通じあえる
- ・文化は違ってても、楽しい、悲しいという感情は同じ
 - ・外国の人は、自分の思いをきちんと言葉で伝えることができる
 - ・外国人として、日本で様々な
- ◆『多文化共生社会』を目指した活動を
- 私たちは、地域に住む外国の方がこの地域に住んでよかったと感じられるように、また、訪れた外国の方が自国に戻った時日本をいい国であったと感じてもらえるよう、国際感覚を磨いて地域の国際化に少しでも貢献したいと思っています。
- 今後、地球市民という考えにたち、全ての人々がお互いを理解しあって生活する『多文化共生社会』を目指し、活動を続けていこうと思います。



▲別れを惜しむ留学生と会員(駅東ロータリーにて)

『歩く会』
参加者募集!

青少年を育てる石岡市民の会 柿岡(23日)・南(16日)を催します。

歩くことを通して、健康増進や参加者同士の親睦を深めませんか。参加費は無料ですので、ぜひ参加ください。



支部名	実施日	集合場所
柿岡	11月23日(日)	柿岡小学校 校庭
南	11月16日(日)	南小学校 校庭

【集合時間】 午前9時
【所要時間】 2時間程度
【問い合わせ】

- ・柿岡支部 松田 43・1482
- ・南支部 佐古田 26・3891

※参加申し込みや詳細については、各支部に問い合わせください。

まちづくりには活かそう、あなたの税!

平成20年度 茨城県内の 市町村税の税率は?

■個人市(町村)民税

個人住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割(6%)」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割(30000円)」からなり、全市町村一律です。

■法人市(町村)民税

法人住民税は、市町村内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、「法人税割(22市5町1村が14・7%、10市5町1村が12・3%)と「均等割」(資本金等の額と従業者数)からなっています。石岡市は14・7%です。

■固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金で、全市町村一律の1・4%です。

■都市計画税

都市計画税は、都市整備などに充てるための目的税で、原則として都市計画法による市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者として、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている方に課税されます。税率は、0・3%が17市1町1村、0・27%が1市、0・2%が2市3町、0・15%が1市、0・1%が1市となっています。石岡市は、0・3%です。

■軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に、軽自動車等の所有者に課税されます。全市町村とも標準税率です。

■入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、鉱泉浴場の入湯行為に対して課税する目的の税です。税率は、150円が14市5町、120円が1市、100円が2市1村で、石岡市は120円です。



豪雨の被害を受けた方へ 所得税等の 軽減措置があります

平成20年8月末の大雨等の災害により、住宅や家財等に損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。



9月の差押件数

不 動 産	9 件
預 金	41 件
出 資 金	3 件
合 計	17 件

本年度累計 237件

029・822・1100

詳しくは、土浦税務署へ

休日納税相談・納付受付
毎週水曜日(年末年始を除く)
午前9時～午後4時30分

夜間納税相談・納付受付
毎週水曜日(年末年始・祝日を除く)
午後5時30分～7時

詳しくは市役所収納特別対策室
23・1111(内線112)

生活ホットライン

契約には 責任があります!



「絶対に迷惑をかけるな」「名義を借りるだけ」などと言う友人や知人の言葉を信じて、軽い気持ちで名前を貸してトラブルに遭うケースが多発しています。

◆アドバイス

- ・名前を貸すことは絶対にことわる
- ・内容を確かめずに、書類などに署名や捺印をしない
- ・印鑑などを他人に預けない

*無断で名義を使われた場合は、責任を負う必要はありません。

【事例1】

友人に頼まれて消費者金融数社から数百万円を借りた。お金とカードを渡し友人が返済をしてくれているはずだった。しばらくすると、返済されないと消費者金融から請求がきた。友人と連絡がつかなくなった。



※契約に困ったとき、必要のない契約をしたときは、ぜひ相談ください。

【事例2】
知人に「支払いは自分がするから名前を貸して欲しい。迷惑をかけない」と頼まれて、商品のクレジット契約をした。数年後、信販会社から支払いの請求がきてしまった。

消費生活センター(市役所内)
22・2950 月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時30分